

## 社会福祉法人清心福祉会 ホームページ運営規程

### (目的)

第1条 情報発信と収集のための手段が多様化するなか、さらに広く簡便かつ迅速な情報を伝達することを目的として社会福祉法人清心福祉会（以下「法人」という。）において有効、適切に運営するため、本規程を定める。

### (運営方針)

第2条 法人において提供する情報は、公益に資することを基本とし、社会福祉法第70条等が求める施設台帳記載内容を満たすものとする。そのため、法人の事業等の情報を概括的に提供し、利用者・家族相互の活発な情報交換を図るとともに、情報の正確性、的確性、迅速性に留意し、またプライバシーの配慮に努めるものとする。

### (掲載内容)

第3条 以下の内容を基本として、運営・管理体制を勘案しつつ、必要に応じて充実を図る。

(1) 法人情報

〔定款に定める目的及び事業、収支状況等〕

(2) 施設概要

〔利用状況、施設案内〕

(3) 開示情報

〔介護サービス情報の公表・福祉サービス第三者評価の結果等〕

(4) 施設の実施するイベント・研修等の周知案内

〔各季節行事や施設内研修の案内等〕

### (運営・管理体制)

#### 第4条

(1) 運営・管理者は理事長とし、理事長はその権限を各事業所責任者へ委譲することができる。

(2) 前項の運営管理者は、ホームページ担当職員を任命することができる。

(3) 運営管理に関するルール等は、必要に応じて諸会議にて協議、意見交換を行う。

(4) ホームページを更新する際は、稟議書を作成し、法人本部事務局長の決裁を受けることとする。ただし、日常的な定期更新は除く。

### (運営・管理に関する個別事項)

#### 第5条

(1) 情報の作成及び更新

- ① 実施する事業の概要、各行事等の周知、調査等の報告については、当該事業の担当部署にて、あらかじめ定められたパソコン上の様式を用いて原稿を作成する。

- ホームページ担当職員は、運営管理者の決裁を経てホームページ上に転送する。
- ② 期限の切れた情報の削除は、ホームページ担当職員が行う。

(禁止行為)

第6条 本ホームページにおいて次の行為を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 第三者の人権を侵害する行為
- (3) 第三者の知的財産を侵害する行為
- (4) 第三者に迷惑又は損害を与える行為
- (5) ウイルスなどで情報資源を破壊する行為
- (6) 情報資源への不法侵入を目的としたプログラムを作成及び配布する行為
- (7) その他、法人のネットワークの正常な運営を妨げる行為

付 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 平成19年12月22日(掲載内容)第3条、(運営・管理体制)第4条を一部改定し、同日より施行する。
- 3 平成21年5月23日(運営・管理体制)第4条を一部改定し、同日より施行する。